様式第４号（第７条関係）

誓　約　書

誓約事項

１　補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又はこれらに準ずるものの構成員に該当しないこと。

２　当該補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていないこと。

３　省エネ設備は法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに処分（譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他補助金の交付目的に反する行為）をしないこと。

４　法定耐用年数を経過していない省エネ設備を、市長の承認なく処分したときは、市から請求のあった日から３０日以内に、交付された補助金の全部を返還すること。

５　当該省エネ設備の導入月の翌月から１年間における使用状況に関し、省エネルギー設備導入等支援事業に係る使用状況報告書（様式第１４号）を提出すること。

６　市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について、協力すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 導入する省エネルギー設備の名称 |  |

　　三豊市省エネルギー設備導入等支援事業補助金の交付を受けるに当たり、本要綱及び上記の誓約事項に記載された内容を理解し、本誓約書を提出後、一切異議を申し立てないことを誓約します。

　　　　　年　　月　　日

三豊市長　山下　昭史　様

　　　　　　　　　　　　申請者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）